



田代町企画管財課



人口の動き

昭和63年10月 1日現在

住民基本台帳		増 減				前月 対比
		出生	転入	死亡	転出	
男	1,914	4	7	0	8	3
女	2,117	3	10	1	7	5
計	4,031	7	17	1	15	8
世帯数	1,440					3

田代町町民体育大会

十月九日、秋晴れのもと中央運動場において開催された町民体育大会は、町民全員が参加して盛大に行なわれました。

また、鹿屋体育大学の体操部の選手がマツト運動の見本を披露し、その動きの軽やかさに町民一同、感嘆の声がなりやみませんでした。

肝属郡身体障害者スポーツ大会 田代町で開催

十月十三日、田代町中央運動場において九市町の身体障害者のスポーツ大会が開催されました。

この大会は、身体障害者の残存機能の向上と、スポーツを通じて各町身障者の親睦を深めるとともに健康増進に努めることを目的として毎年開催されますが、当日は皆さん健康者以

田代町老人・身障協・母子会合同 スポーツ大会開催

九月二十八日、中央運動場において、老人クラブ・身体障害者協議会・母子会の三団体合同のスポーツ大会が開催されました。

昨年までは、老人クラブ・身体障害者協議会だけで行っていました。本年度より母子会が加入し今大会に花を添え、和気あいあいと一日中楽し



以にハッスルされ、一日中あきあき楽しい歓声が田代の山にこだまします中、スポーツを楽しみました。



しい歓声が運動場に響きわたりました。

年金コーナー

繰り上げ支給・繰り下げ支給
どちらが得？

国民年金の老齢年金や老齢基礎年金は原則として、六十五歳から支給されます。しかし、本人の希望により六十歳から七十歳の間に請求すればいつでも年金が受けられます。六十五歳を基準年齢としてそれより前を「繰り上げ請求」それより後を「繰り下げ請求」といいます。

繰り上げ請求の場合は年齢に応じて減額され、繰り下げ請求の場合は逆に増額されることになります。なお、一度繰り上げて請求しますと、取消しはできません。

繰り上げ支給を受ける……

- ・一生減額された年金を受けます。
- ・厚生年金の加入期間がある方に支給される特別支給の老齢厚生年金は六十五歳まで支給停止となります。
- ・障害者になっても障害基礎年金は支給されません。
- ・遺族年金は六十五歳まで支給停止となります。
- ・寡婦年金は受けられません。

年金額算定 63年度

年金受給率 (%)	年齢	年金額 (円)
(-48%)	60	363,800
(-35%)	61	407,700
(-28%)	62	451,600
(-20%)	63	501,800
(繰り上げ)	64	558,200
(-11%)	65	627,200
(100%)	66	702,500
(+12%)	67	790,300
(+26%)	68	896,900
(+43%)	69	1,028,600
(+64%)	70	1,179,100
(繰り下げ)		
(+88%)		

繰り下げ支給を受ける……

- ・一生増額した年金を受けます。
- ・厚生年金期間のある人は老齢基礎年金と同時に老齢厚生年金も繰り下げ支給を受けます。
- ・六十五歳前に障害になると、障害基礎年金が受けられます。
- ・奥さんが六十五歳前に寡婦になると寡婦年金が受けられます。

昭和63年度 第3次自衛官募集

1. 募集期間～(1)男子 昭和63年10月1日から昭和63年12月31日まで
2. 応募資格～採用予定月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍を有するもので、学校教育法に定める中学校卒業程度以上の学力を有しかつ自衛隊法に定める欠格条項に該当しない者とする。
3. 試験科目～筆記試験 {国語(作文を含む)、数学、社会} 身体検査、適性検査及び口述試験とする。
4. 書類の請求・問合せ～役場総務課(5-2511) 自衛官鹿屋募集事務所(0994-42-4386)

新教育長に津曲實雄氏就任 任期満了により池田一雄氏退任



退任された池田一雄氏

退任のあいさつ

池田 一雄

任期満了によりまして十月二十三日で退任をいたすことになりました。思えば五十五年の四月、大役をおおせつたてから今日まで八年六カ月のながきに渡って勤務させていただきました。この間、精一杯の努力はいたしたつもりでありましたが、成果をあまり挙げ得なかったこと、申し訳なく思っております。しかし、町長さん始め役場職員、議会の方々、そして各種団体、町民の皆様方の温かいご指導、ご協力によりまして大過なく勤めおこなったことに對しまして深く感謝をし、厚くお礼を申し上げます。

田代の空気が実にうまく、



就任された津曲實雄氏

就任のあいさつ

教育長 津曲實雄

この度、町議会のご同意をいただき本町教育長として、任命していただき、心から感謝申し上げますとともに、責務の重大さをひしひしと感じ

水は甘く、町民の方々のうるおいのあるご厚情は一生忘れることが出来ないと思っております。四十八年六カ月の勤めをさせていただいた教職生活の最後をこの田代町で終らせていただいたことを更に感謝申し上げます。

最後に、町民の皆様方のご多幸とご健勝と、田代町の限りない発展を心からお祈り申し上げます。本場に長い間ありがとうございました。

ているところでございます。微力ながら、最善を尽くしてまいりますので、町民の皆様方の深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本町教育行政を推進するにあたりまして、所信の一端を述べてみたいと思っております。まず最初考えておきたいことは、今まで、郷土の大先輩や、歴代教育長を中心に築きあげてこられたすばらしい伝統を継承しながら、本町教育の充実発展を図るために、具体的な施策を検討してまいりたいと思っております。

つぎに、学校教育は、青少年教育を担う重大な教育機関であり、町民の皆様のご期待に応えるべく町長部局のご理解をいただきながら、学校教育の充実を図ってまいりたいと思っております。今後の学校教育は、目まぐるしく発展する情報化社会の中で、国際的視野を広げながら、その中でいかにたくましく生きていけるかを模索しながら、町内の小中学校が、学校長を中心に充実

した教育経営が推進されるよう、最大の努力を傾けていきたいと思っております。各学校のPTAは勿論、地域の方々のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さらに、社会教育の面では、生涯学習という視点に立って、各年令層の要望に応えるために学習の機会を拡充するため努力をしていきたいと思っております。

また、社会教育団体の活動の充実については、それぞれの団体の主体的な運営を基本としながら、各団体との連絡を密にして、本町発展の原動力になっていただければ有難いと思う次第でございます。

最後に社会教育の最大の中心課題は、家庭及び地域に於ける青少年健全育成の問題だと思っております。今後このことについて、各関係団体や地域ぐるみの具体的活動を通して、建設的なご提言もいただき、皆様方と一体となって、本町の教育振興のために努力する覚悟でございますので、よろしくご指導とご協力をお願い申し上げます。

年末調整

十二月は、給料などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。

毎月の給料などから源泉徴収された所得税の一年間の合計額と、その年の給与総額に對する正規の年税額とは、一致しないのが普通です。

このため、過不足額の清算が必要となります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

年末調整が正しく行なわれるためには、勤務先に扶養親族や保健料などの申告を正しく行うことが大切です。

今年になって結婚したり、赤ちゃんが生まれた方など扶養親族に異動があった場合は特に注意しましょう。

なお、年末調整についての説明会は、十一月二十四日大根占町中央公民館において行なわれます。

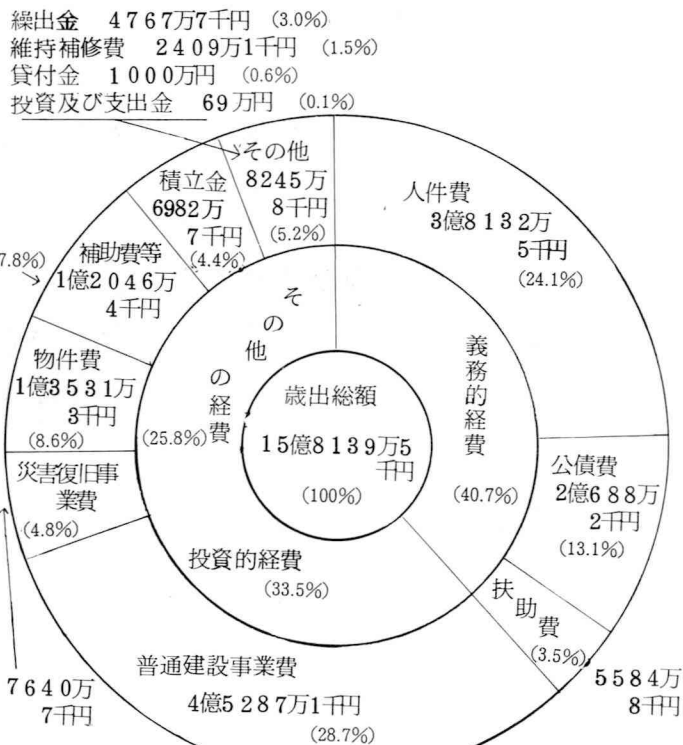
時間は、午前の部が九時三十分から十一時三十分まで、午後の部が一時三十分から三時三十分までとなっていますので、各職場、団体、事業所等の担当者は、必ず出会して下さい。

昭和62年度の主な事業

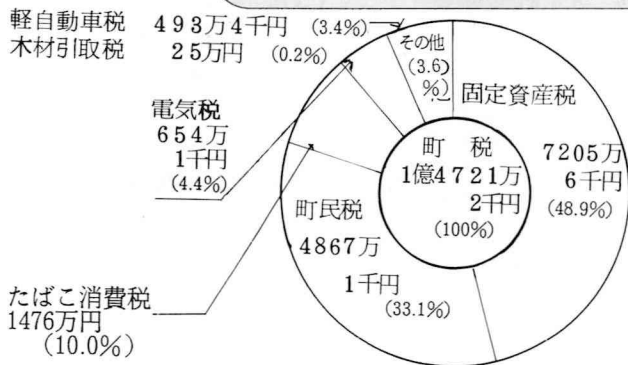
＜総務費＞	
交通安全施設整備	1,379 千円
＜民生費＞	
南松園増改築工事補助	1,000 千円
＜衛生費＞	
医療機器等整備事業補助	1,694 千円
＜農林水産業費＞	
活動火山周辺地域防災営農対策	19,477千円
団体営土地改良総合整備（山ノ口地区）	41,413千円
県単農道舗装（松ノ崎・富田・指宿地区）	21,182千円
農村基盤総合整備（大原地区）	81,825千円
山村振興（大原・多目的集会施設）	15,614千円
農山村地域活性化緊急対策 （防霜ファン・育苗ハウス）	18,882千円
農村地域農業構造改善 （農地造成、防霜ファン、茶定置配管施設）	35,552千円
＜商工費＞	
工場敷地造成	3,800千円
＜土木費＞	
町道改良舗装	83,728千円
油木田川災害関連	21,202千円
＜消防費＞	
防火水槽新設	5,370千円
＜教育費＞	
屋内運動場屋根改修	7,000千円
弓道場新築	5,870千円

〔歳出の内訳〕
（性質別）

総額 15 億 8 1 3 9 万 5 千円



町税と住民負担の状況



特別会計の決算状況

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	371,903千円	340,249千円	31,654千円
簡易水道事業	202,394千円	196,688千円	5,706千円
老人保健医療	246,016千円	241,804千円	4,212千円

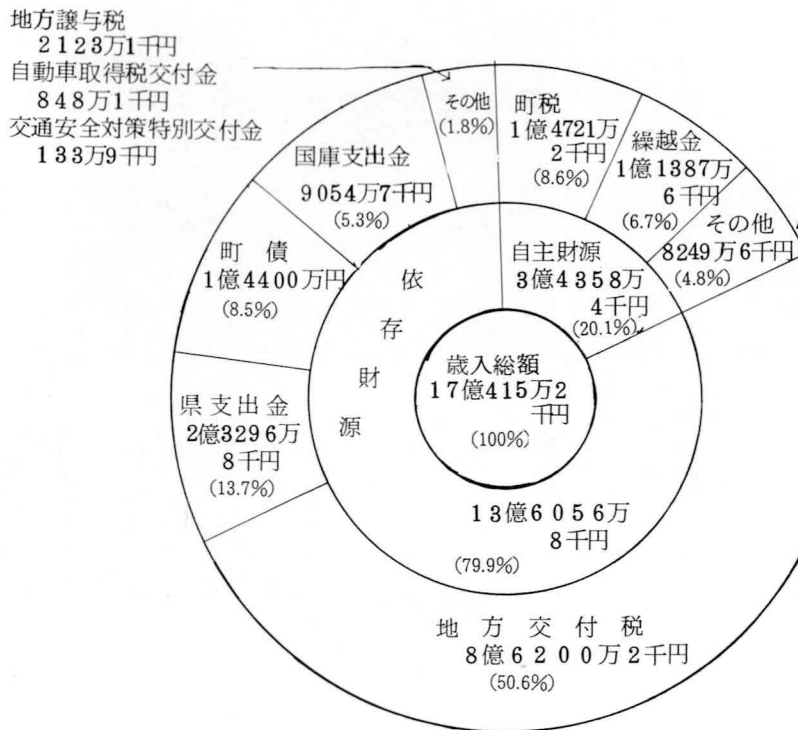
（人口4,043人 世帯数1,436 S63. 3.31現在）

税目	1人当たり	1世帯当たり
固定資産税	17,822円	50,178円
町民税	12,038円	33,893円
たばこ消費税	3,651円	10,279円
電気税	1,618円	4,555円
軽自動車税	1,220円	3,436円
木材引取税	62円	174円

昭和62年度

決算のあらまし

〔歳入の内訳〕



昭和六十二年度も皆さんに納めていただく町税や国からくる地方交付税、国、県の補助金などの財源を効率的に使って町民の皆さんの暮らしの向上と町政の発展に努力してきました。その結果、六十二年年度の一般会計決算額は歳入十七億四千五百二十万二千円、歳出十五億八千三百九十九万五千円で一億二千二百七十五万七千円の黒字決算となりました。前年度と比較しますと、歳入で六千五百五十八万七千円（三・七割）の増、歳出で五千二百七十七万六千円（三・四割）の増となりました。

歳入の主なものは、国からくる地方交付税が前年度より三千七百六十二万四千円多い八億六千二百二十二万二千円で歳入全体の五〇・六割を占めて最も多く、県支出金が二千七百九十六万八千四百三十三・七割、皆さんが納める町税が千九百九十一万九千九百一十一・四割、そして地方債が三千万円多い一億四千四百四十四・五割などとなっています。歳入を自主財源と依存財源に分けてみると、町税、財産収入、諸収入などの自主財源は歳入全体の二〇・一割で三億四千三百五十八万四千円、地方交付税、国庫支出金、県支出金などの依存財源は七十九・九割で十三億六千五百六十八万八千円となっています。また、使途が特定されていない町税、地方交付税などの一般財源と国庫支出金、県支出金などの特定財源に分類すると、一般財源が六十八・四割で一億六千四百九十九万八千円、特定財源が三十一・六割で五億三千九百二十四万四千円となっています。

歳出を性質別にみると普通建設事業費が前年度より三千二百六十五万四千円多い四億五千二百八十七万一千円で歳出全体の二八・七割、次いで人件費が千七百五十八万七千四百三十三・一割、公債費が二千九百九十一万二千円少ない二億六千八百八十八万二千円で十三・一割などの順になっています。前年度に比べ増加率の大きいものは、災害復旧事業費、維持補修費、貸付金、繰入金などで、中でも貸付金については林業振興資金貸付金の新設、繰入金については、町営水道改修事業に伴う簡易水道事業特別会計への繰入金が増えたためです。また、減少率の大きなものは扶助費、公債費、積立金などで、公債費については前年度任意に繰上償還に行なったため、積立金については財政調整積立金を利子分だけ積み立てたためです。

樹 齢	施 用 量	
	一 本 当	10a 当
2 年	400~500 g	30~35kg
3 年	480	35~ 40
4 ~ 5年 (収量500 kg)	800	30
5 ~ 6年 (収量1000kg)	1000	35~40

※10月下旬に施肥してない場合は
4~5年生で60~65kg、5~6年生
で70~80kgとし11月上旬と2 回
分肥とする。

柿栽培にあたっては、十一
月の作業からが六十四年度の
仕事始めになります。来年度
の成績をよくするために、
作業をおくれないように行い
ましょう。

一、除草、敷わら
雑草が繁っている園では、
最後の除草を行い土づくりの
ために除草した草や稲わら等
を樹冠下に敷く、この場合秋
肥（元肥）を施してから行う。
二、秋肥（元肥）施用
柿の場合の施肥は、秋肥
（元肥）主義が原則である。
秋によって来年の花の大き
さ、花着き等が左右されるの
で、次の表を参考にしながら
おくれなように施す。

村づくり一品運動
管理作業

柿

一、原木の伐採は黄葉初期が
最適
クヌギなど落葉樹は、秋期
平均気温が摂氏十五度前後に
なると生長を停止し黄葉がは
じまる。しいたけ原木として
の伐採期は、この時期が最適
で一般に三分黄葉が最適であ
る。本県では大体十一月十日
から十一月二十日ごろまでと
思われるので、適期を見のが
さないようにしましょう。
また、樹皮のうすいコナラ
はこれより十日〜二十日程度
遅く伐採してよいでしょう。
カシ・シイ類は、一月〜二月
上旬の厳冬期に伐採します。
（伐採方法）
原木は山の上か横向きに同
じ方向に倒すようにしましよ
う。このようにしますと、後
から倒した原木の枝葉で元口
や樹皮面が覆われ、日やけや
樹皮割れが防止されるとも

しいたけ

一、三年生は、樹冠周辺部
に輪状に施す。
四〜五年生は、前面散布と
する。
施肥後は、浅く中耕する。
施肥は、十一月中旬とする。

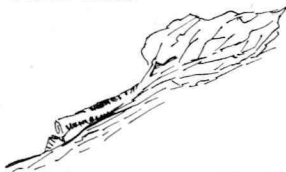
原木の伐採時期

	クヌギ	コナラ (ホサ)	カシ類 シイ類
黄葉初期〜3分黄葉 (11月下旬〜11月中旬)	◎	◎	
4分黄葉〜7分黄葉 (11月下旬〜12月上旬)	○	◎	
厳冬期 (1月〜2月上旬)		○	◎

◎…最適 ○…適期
※大径木、北向山、葉量の少ない樹は早
めに！

原木の伐倒

元口を切株に乗せる
（乾燥、防菌）



傾斜の上方か、横に倒す
（早期乾燥 作業能率）

※雨の前後は伐採しない
ことが無難！

二、ほだ降しと秋子の発生
今年は降雨が少ないことが
予想されるが、いよいよ最低
気温が摂氏十度以下になると
中低温系の二年ばたは秋子の
発生が始まるので、時期を見
てほだ降しをしてください。
この場合降雨の後やほだ木
が漏れている場合、ときには、
一斉に発生することがありま
すから生しいたけ生産の場合
は十分注意してください。
また、低温系（春子主体）
の品種のほだ降しはこれより
時期を遅らせてもさしつかえ
ありません。

三、ほだ場は明るく防風ネッ
トの準備を！
ほだ木には適度の光量と温
度が必要です。
ほだ降しの前にほだ場は、
間伐や枝打ちを行ない明るい
環境にしておきましょう。
また、寒風に備え防風ネッ
トなども準備しておきましょ
う。

第108回 高山木材共販相場表 TEL0994-65-5234 昭和63年10月15日市

長 級	径級	ス				
--------	----	---	--	--	--	--

田代町財政事情

昭和63年度上半期 <4 月〜 9月>

財政状況の公表に関する条例に基づき昭和六十三年四
月から九月までの上半期における財政状況が十一月一日、
町揭示場で公表されました。
住みよい町づくりのため、税金がどのように使われて
いるか、町の台所がどのような状況であるかお知らせし
ます。

昭和六十三年九月三十日現
在の一般会計予算額は、十九
億三千三百一十一万一千円、当初予
算額十六億二千六百五十七万七千
円に補正予算額二億九千二百
三十六万四千円を加えた額で
す。

補正予算の主なものは企業
誘致対策、村づくり総合整備、
活動火山周辺地域防災対策、
策、団体営土地改良総合整備
などに充てられます。

一般会計の収入総額は九億
九百三十六万三千円、予算額
に対する収入率は収入全体で
四十七・五割となり、地方交
付税七十四・六割、町税六十
六・六割、国庫支出金二十・
一割などとなっています。

一方、支出総額は五億四千
八百七十七万五千円、執行率は
支出全体で二十八・七割とな
り、公債費五十・六割、農林
水産業費一・二割、土木費
二十六・〇割などとなってい
ます。

歳 入

収入総額 (率)	区 予 算 現 分 額	予 算 現 分 額
627,030 (74.6)	地 方 交 付 税	840,685
16,446 (5.4)	県 支 出 金	307,114
0	繰 入 金	194,266
0	町 債	154,001
89,236 (66.6)	町 税	134,056
122,560 (100.0)	繰 越 金	122,560
9,432 (20.1)	国 庫 支 出 金	46,832
2,762 (9.1)	分 担 金 及 び 負 担 金	30,235
20,963 (92.7)	財 産 収 入	22,611
4,693 (23.5)	地 方 譲 与 税	20,000
3,836 (22.8)	諸 収 入	16,859
8,799 (59.7)	使用料及び手数料	14,750
3,512 (43.9)	自動車取税交付金	8,000
94 (9.0)	利 子 割 交 付 金	1,050
0	交通安全対策特別交付金	1
0	寄 付 金	1
909,363 (47.5)	歳 入 合 計	1,913,021
歳入執行率	47.5%	

歳 出 (単位:千円,%)

支出総額 (率)	区 予 算 現 分 額	予 算 現 分 額
114,947 (20.2)	農 林 水 産 業 費	567,705
109,015 (50.6)	公 債 費	215,566
90,374 (42.1)	総 務 費	214,627
7,786 (3.8)	商 工 費	206,227
42,682 (26.0)	土 木 費	163,925
59,744 (39.3)	教 育 費	152,099
24,078 (16.1)	衛 生 費	149,962
37,311 (36.0)	民 生 費	103,693
34,473 (54.3)	消 防 費	63,517
27,740 (48.8)	議 会 費	56,888
25 (0.2)	災 害 復 旧 費	13,812
5,000	予 備 費	5,000
548,175 (28.7)	歳 出 合 計	1,913,021
歳入執行率	28.7%	

町債の現在高



町有財産の現在高

土 地	5,022,548㎡
建 物	22,403㎡
有価証券	368,000円
出 資 金	8,761,797円
基 金	769,000,571円

一時借入金

な し

教育だより

日記より 大原小学校

時計 五年 山下 美千代

コチコチ動く時計

長いはりと短いはり

短いはり

長いはりを追いかけていく

もう少しで追いぬく

短いはり

正午で追いついた

ボーンボーンと

鳴りびびく時計

その時間にあわせ

また、短いはり

長いはりを追いかけていく

長いはりと短いはり

一日中走り続ける

長いはり

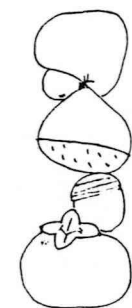
短いはり

休める日

ない

コチコチといいながら

がんばる時計です



けんぼうとかぶとむしであそびました。けんぼうのはこぎりで、ぼくのはめっちゃうです。けんぼうが、「ぼくが、かつんだ。」といったとき、けんぼうのかぶとむしはにげていきました。ぼくのかぶとむしは、けんぼうのかぶとむしのとをついていきました。びっくりしました。

二年 中野 けんじ

いぢりんしゃにてをつかないで、のれるようになりまし。ぼくは、もつと、のれるようになりたいたと思ひました。こうていいいしゅう、まわってみたいなあ。

二年 毛下 ひさし

ラーメンやそばのめんは、なにでできているのかなあ。そうめんもラーメンも、にたらずぐにとろりとなるけど、どうしてかな。ふしぎだなあ。

二年 池田 かおり

あかいけ ゆうすけ

。ぼくね、よる、そらをみた。つきをみたらね、くもがつきをかくしてました。

。せんせい、ぼのおじいさんはとをとってんのに、しらがありません。どうしてですか。

一年 のぐち さおり

どうして、はなは、みつがあるんですか。ちのかわりですか。にんげんもちはあるけど、はなもいきているのかなあ。ねえ、せんせい。

一年

よこはら りょうへい

せんせい、よるにばつたをほんだにいたら、おんがくみたいなたをひきました。



A 級						
順位	チーム名	勝	敗	総得点	総失点	差
1	役 場 A	6勝1分		83	22	61
2	農 協	5勝1負1分		72	39	33
3	花瀬パッファロー	4勝2負1分		42	41	1
4	パンサーズ	3勝3負1分		35	37	△2
5	田 代 球 友	3勝3負1分		42	50	△8
6	フジクラブ	2勝4負1分		35	62	△27
7	大原ブローズ	1勝6負		30	55	△25
8	役 場 B	1勝6負		29	62	△33

B 級						
順位	チーム名	勝	敗	総得点	総失点	差
1	田 代 郵 便 局	5勝2敗		83	42	41
2	コンパニーズ	5勝2敗		75	41	34
3	ガッツ平石	4勝3負		67	45	22
4	表木ジャガーズ	4勝3負		64	45	19
5	鶴 園 大 和	4勝3負		54	54	0
6	ヤ ロ ー ズ	3勝4負		73	70	3
7	荒 西	2勝5負		55	129	△74
8	麓 中 央	1勝6負		58	103	△45

八月から八週間余りの長丁場の大会でしたが、大きな事故もなく、参加者が健康づくりと技術の向上を目ざし、合わせてお互いの親睦を深めることができ、大変有意義な大会でした。

局が見事に栄冠を勝ち取りました。結果は、表の通りです。

協会期争奪ナイターソフトボールリーグ戦

A 級ー役場A

B 級ー田代郵便局が優勝

緑のオーナー募集

分収育林（後期）公募

大根占営林署では、九月二十八日から六十三年度（後期）の分収育林契約者（緑のオーナー）の募集を開始いたしました。

分収育林（緑のオーナー制度）は、国有林の成育途上のスギ・ヒノキの共有者になり十数年から二十数年後に伐採した収益を分け合うものです。大根占営林署では、前期募集した二十四口は好評のうちに完売しこれまで六十数人の緑のオーナーが参加しております。子供や孫のためへの緑のプレゼント、自然を守る緑づくりへの参加を期待しています。

応募者は個人、法人、団体等いずれでも応募出来ます。分収育林契約をした森林は国が責任をもって伐採まで必要な手入れ、管理を行います。

公募箇所

田代町麓 荒西国有林

スギ・ヒノキ二十七年生

三・五ヘクタール

公募期間

自昭和六十三年九月二十八日

至昭和六十三年十一月三十日

但し自動延長期限昭和六十四

年一月二十日 募集一口あたりの金額 五十万円

問い合わせ先 大根占営林署 管理係 TEL 〇九九四二二一〇五二二

弁護士による交通事故相談日程

本、支所別	弁 護 士 名	相 談 日 (曜)	時 間
本 所 (県庁内)	永 山 一 秀	11月15日 (火) 12月16日 (金)	13:00 16:00
鹿屋支所 (鹿屋合同庁内)	藤 枝 紘一郎	11月21日 (月) 12月19日 (月)	9:00 12:00

※ 弁護士相談の場合は、事前に相談所にお知らせ下さい。

田代町振興大会並びに 田代町むら自慢大会開催

毎年恒例の田代町振興大会を本年は、文化協会の協力をいただき、文化祭と期日を別に実施し、新しく田代町むら自慢大会とあわせて左記のとおり開催することにいたしました。

むら自慢大会開催の目的は町民の皆さんが、よりたくさん大会に参加していただくために、日常身近にある事柄で「田代」を決定し、皆さんの前で紹介表彰しようということ、田代町のむら自慢品として町内外に紹介できる物を新しく発掘し、それらをつくらせている方々を品物と同時に紹介表彰しようという二つの大きなねらいがあります。詳細については、小組合長さんを通じて皆様にお知らせします。御協力下さるようよろしくお願い致します。

記

一、期日 十一月二十七日(日)

二、場所 田代町開発センター 農協集荷場

三、日程 (午前中)振興大会 (午後)むら自慢大会

むらおこし標語・田代町（むら自慢）シンボルマークの募集

今回町民の皆様方の知恵と総意による地域づくりを目指すため、「むらおこし標語」及び「田代町（むら自慢）シンボルマーク」を募集することになりました。最優秀作品については、今後のむらおこし事業活動のスローガン及び特産品全般のシンボルマークとして使用いたしますので、ふるって応募して下さい。

「むらおこし標語の部」 <募集締切日ー両部門とも昭和63年11月10日>

一、標語のテーマ 「田代の歴史・文化・芸術・風土風習等をふまえ、健康で明るく豊かな田代の未来像を象徴するもの」

一、標語の文字数 20字以内（ひらがな換算で）

「田代町（むら自慢）シンボルマークの部」

一、シンボルマークのイメージ 「田代の自然等田代を象徴するものを図案化したもの」

一、シンボルマークの図柄 色・形・大きさ等については自由

御存知ですか医薬品 副作用被害救済制度

医薬品は、人の健康の保持増進に欠かせないものですが、その使用に当たって万全の注意を払っても、なお副作用の発生を防止できない場合があります。

医薬品を適性に使用したにもかかわらず副作用による健康被害（入院を必要とする程度の疾病又は障害、死亡）が発生した場合に、医療費、治療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の諸給付を行い、これにより被害者の救済を図ろうとするのが、この救済制度です。

制度の仕組みを解説したパンフレット及び請求用紙を無料でお送りします。

医薬品副作用被害救済・研究振興基金総務部企画課相談係

住 所 〒一七〇

東京都豊島区東池袋

三 一 一

サンシャイン 60 26階

電話 〇三一九八二二〇一

(代表)



バトンさばきもかっよく



さあ、たのんだぞ！



あら、ちょっしもた



にこやかに、優雅に



天高くかごめかけて

第21回 町民運動会 スナッフ



位置についてヨーイ！



バンザイ、私が一番よ！



ばちさばきも服装もきまっているでしょ



まこち、はまらんもんじゃ

「同和問題」とは

私たちは、一人ひとりの人権が尊重され差別のない明るい社会が実現するよう努力しております。

人間は、自分のしあわせを、わが子のしあわせを、また、家族のしあわせを願わないものはありせん。そして、さらにしあわせの輪をひろげて、すべての人々が差別されることなく、平等な権利が保障され、自由で生きがいのある生活ができるような社会を実現することが大切です。

江戸時代に徳川幕府が、民衆を分断し支配を容易にするために「士農工商」の身分制度をつくりましたが、民衆の支配者に向けられる不平不満をそらすため、なおその下に低い身分をつくり、その人びとを生活条件の悪い一定の場所に強制的に居住させ、結婚、交際、職業、服装等生活のすべてにわたって差別を施してきましました。

このように、同和地区住民に対する差別は、江戸時代に政治的意図をもってつけられたものであり、身分差別が長い

い歴史の流れの中に根強く浸透し、因習化したものです。明治以降の近代社会になっても社会の変革は徹底せず、人びとの意識にも封建的な觀念や感情がいろいろの形で残されてきました。

また、明治四年に出されたいわゆる解放令も、単に従来の蔑称を廃止し、自分の平等と職業の自由を宣言したにとどまり、生活を保障する実質的な行政施策は行われず、そのため、同和地区の環境や生活実態は変わりませんでした。こうして、日本国憲法が施行されて三十数年を経た現在においても、日本国民の一部の人びとが、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題これが同和問題なのです。

同和問題の基本認識

同和問題を考える時、次にあげる三つの基本的な認識を十分に踏まえることが極めて重要である。

- 1 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。
- 2 同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- 3 同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民の課題である。

同和对策審議会答申（前文から要約）
（昭和40.8.11答申）

地区の作文コンクールと理科に関する研究記録コンクールが行われました。審査の結果が発表されましたので紹介します。

★特選
《第31回地区作文コンクール》
永野幸四郎（田代小二年）
「ぼくの誕生日」
坂口美紀（大原小三年）
「四人めの赤ちゃん」

（作文・理科研究）

小中学校各種 作品コンクール結果

- △審査評▽（抜粋です）
- 題名と構想とのかかわり、段落分け、構想の工夫にもっと留意してほしい。
 - 誤字、脱字が目立つ。（以上 作文）
 - 視点を明確にさせ、内容に広がりを持たせたい。
 - 作品に対するつっこみが不足し、未完成が目立った。条件の設定が不足したり、安易な設定をしている。
- ★入選
- 柳田進一（大原小六年）
「スズ虫の研究」
 - 宮原洋平（大原小六年）
「ありの研究」
 - 大垣紗織（田代小四年）
「南松園を訪問して」
 - 竹 信人（大原小五年）
「竹はんこうすいはんへのちよう戦」
 - 柳田進一（大原小六年）
「ばあちゃん死んだ」
 - 老崎里子（大原小一年）
「うみにいく」
 - 永嶺一也（大原中一年）
「ピッチャー交替」
- 《第36回地区理科に関する研究記録コンクール》

「実態的、心理的差別の解消へ」

実態的差別

心理的差別

部落における目に見える、そして生活実態の中にあらわれている差別

人々の頭の中に意識として現存している差別



「実態的、心理的差別の相関因果関係をたちきりこの二つの差別を解消することが同和問題の解決です。」

健康だより

「本来の脚湯」

「寒さを迎える季節になります。した。」

ためしてみてもいいかがでしうか」

一般に老人は熱い湯を好み、子供はぬるい湯を好む。これはなぜだろう。

一度お風呂に入ったら、両足を同時に湯に浸して左右の足が受ける刺激の違いに注意してみるとよい。

一方は熱く感じ、もう一方はそれほど熱く感じていない場合がある。

これは、同じ温度の刺激を受けても組織の働きが低下↓血液循環が悪くなっている方の感覚がなくなっており、熱さを感じなくなっているから差がでるのだ。

これと同じことで、老人の組織の働きは低下、より強い刺激を求める結果、熱い湯が好きだということになる。

このように、入浴に最適な温度というものは、年齢によっても個人の体調によっても、まして、体の部位によっても違うものだ。

入浴は全身の血液循環をよくすると言っても、全く同じ温度の中に身に沈めては、全身

が受ける刺激も同じ。

組織の働きの弱まっている部位により強い刺激を与え、そこへの血流を促さないだろう

かとの考えから生まれた温浴療法が本来の脚湯（足湯）の思想だ。

脚湯、腰湯でもそうだが、他の部位がすでに赤くなっているのに腰から下（あるいは一方の足）が白いまま……

というとき、その部分だけを湯に浸し、湯の温度を二度ぐらい上げて色が赤くなったらあがるというのが、本来のやりかただそうである。

なるほどこうすれば組織のはたらきの弱い部位への血液循環が促進され回復も一段と早くなるわけです。

これから寒さを迎える時期になります。あなたも一度ためしてみてもいいかがでしょうか。



戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません



田代町社会福祉協議会

「篤志寄付金」

さきに御逝去されました方の御遺族より、香典返しを廃止され、社会福祉協議会へ多額の御寄付を賜りました。厚くお礼申し上げますと共にご冥福をお祈りします。

田 畑 並 高 様

「一般寄付金」

田代町からいも交流会様から「社会福祉の為に役立てて下さい。」と社会福祉協議会に多額の御寄付を賜りました。このお金は、曾於郡末吉町の田中未来ちゃんの難病を治す為住民の皆様より御寄付を賜りましたが努力の甲斐なく亡くなりましたので寄付金として、賜ったものです。善意の御寄付金を町民一同と共に感謝申し上げます。

十一月の納税は国民健康保険の

第四期分です。

※税金はみなさんの幸せのために使われています。